

概要版

2031

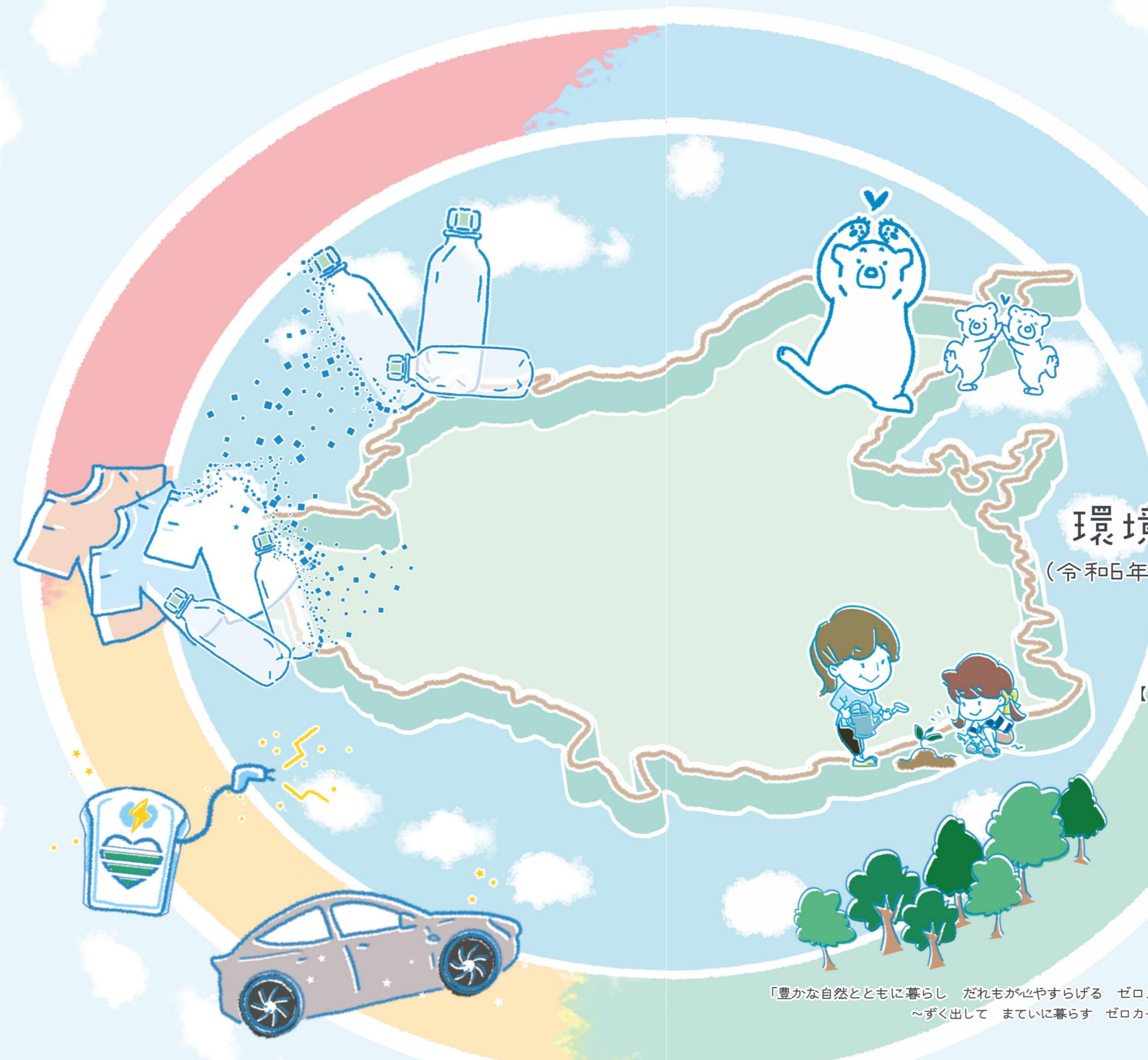
第3次
小諸市
環境基本計画

(令和6年度～令和13年度)

地球温暖化対策実行計画
【区域施策編】【事務事業編】
気候変動適応計画

2024

「豊かな自然とともに暮らし だれもが心やすらげる ゼロカーボンなまち こもろ」
～ずく出して まていに暮らす ゼロカーボン～



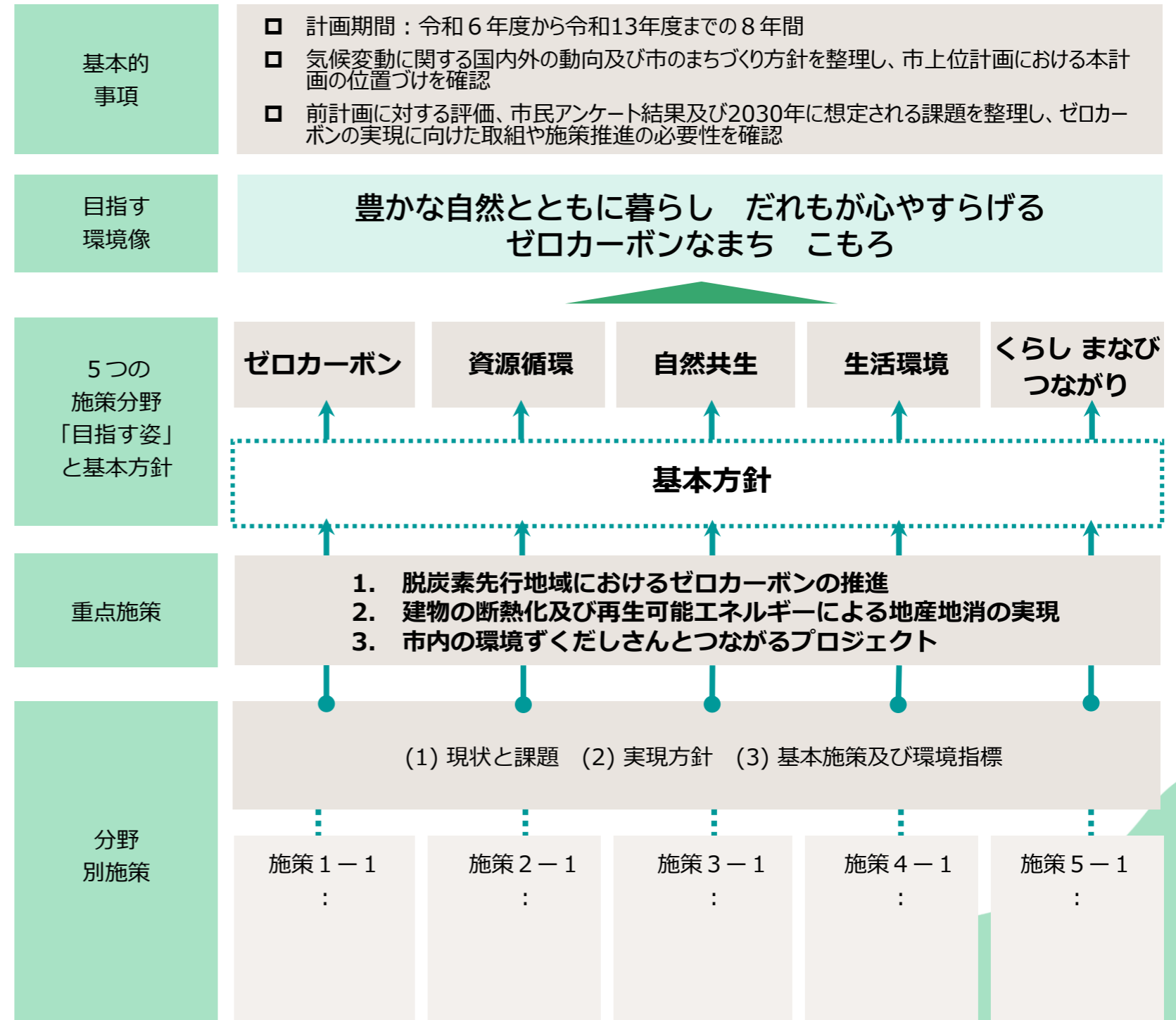
第3次小諸市環境基本計画 要旨について

第3次小諸市環境基本計画 構成

【記載事項要旨】

第1章	基本的事項	環境基本計画の策定に係る背景と目的、市の上位計画等との位置づけを本章にて記載しています。
第2章	計画の基本理念	課題を解決するために、 目指す環境像 を設定し、環境像を実現するため 5つの施策分野 を設定しました。 また、それぞれの施策分野における取組の基本方針を設定しました。
第3章	重点施策	小諸市が脱炭素先行地域に採択されたことを踏まえ、先行地域の取組を進めることでモデル事業として成果を積み上げ、市域全体へ波及することを目指しております。 市・事業者・市民の三者が一体的になって取り組むことが必要であることから、 施策分野を横断して優先的に取り組む施策を重点施策 として位置付けております。
第4章	目標を達成するための施策	本章では、5つの施策分野それぞれにおける基本施策を記載しています。 基本施策は、課題を整理し、 将来予測から実現方針 を掲げ整理しています。 基本施策では、環境指標を設定し、その達成度によって目標実現に向けた進行を管理します。
第5章	計画の推進体制・進行管理	本計画の推進体制に加え、市・事業者・市民それぞれの役割を記載しています。また、本計画を着実に推進するための進行管理についても合わせて記載しています。

【体系イメージ】



小諸市の環境についての課題は？

[▶ 本編 第1章をやわらかく説明します]

ゼロカーボンを目指そう！

～エネルギーのむだづかいを減らし、再エネを取り入れよう～

- 地球温暖化・気候変動で高温や豪雨など、暮らしへの影響が懸念されています。
- 日々の暮らしにひと工夫することで、地球に優しい暮らしに変えていく必要があります。

ごみを資源に変えていこう！

～ごみ出しの前にもう一度ごみ袋の中をのぞいてみよう～

- 燃やすごみの中に資源ごみが約3割まぎれ込んでいます。その中には、まだまだ活用できるものがあります。
- ごみ排出量の削減には、ごみが出ない消費活動に向けた働きかけや資源循環の仕組みを作っていくことが大切です。

生きものや自然（森林・川・農地など）を大切にしよう！

～空気のさわやかさ、山の自然の豊かさは小諸の自慢です～

- 山林、田畑、河川や池沼等は市の重要な地域資源です。この自然環境を将来も持続して保全・活用していくことが課題になっています。
- さらに、里地里山に生息する特徴ないきものの生育・生息環境をサポートしていくことも重要です。

環境にやさしくて、コンパクトで安全、便利なまちにしよう！

～暮らしの基本となる生活環境を健やかに保とう～

- 地域の歴史・文化を活かしながら、歩行者・自転車などに配慮したまちづくりが必要です。
- 日々の暮らしを支える大気、水、土壌などの生活環境を健やかに維持することが大切です。

環境にやさしい取組を自分事としてやってみよう！

～環境課題を解決するために、積極的に活動する仲間を増やそう～

- ゼロカーボン、ごみ出し、美化活動、交通安全運動、環境活動の取組は多様にあります。
- 地域の環境課題を解決するために、自分事として実践する人づくりが重要です。

環境基本計画の方針

豊かな自然とともに暮らし だれもが心やすらげる

ゼロカーボンなまち こもろ

～ずく出して まていに暮らす ゼロカーボン～

[▶ 本編 第2章をやわらかく説明します]

1 ゼロカーボン

ゼロカーボンにつながる「暮らし・しごと・まち」を推進する

- 省エネ
- 再エネ
- CO₂吸収・固定
- 適応



2 資源循環

ずく出して「ごみを資源に」ゼロカーボンで循環型のまちづくりを推進する

- 4Rの推進
- ごみの適正処理
- 市民、事業者、市の取組の推進



3 自然共生

豊かな自然や歴史文化をともに守り、育み、つなげる

- 森林・農地・地下水・河川の保全
- 生物多様性の保全
- 自然とふれあう場の創出・活用

4 生活環境

心やすらぐ、健やかで快適な暮らしを実現する

- 環境・歴史・文化と調和した良好な景観の保全
- 安全・安心な交通環境
- 良好な生活環境の確保



5 暮らし・まなび・つながり

環境にやさしい取組を学び、実践する人づくり

- 環境にやさしい消費行動の推進
- 環境教育・環境保全活動の推進
- 環境情報の活用と協働による環境施策の推進
- 庁内における環境活動の実践

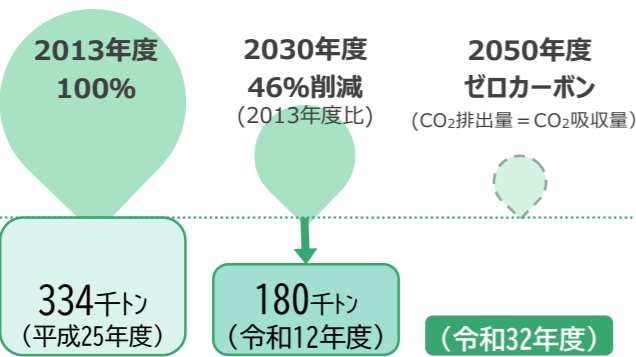
※「ずく」とは、働く、根気、「まてい」とは、丁寧に、大切に、という意味で、小諸地方でもよく使う方言です。

主な数値目標

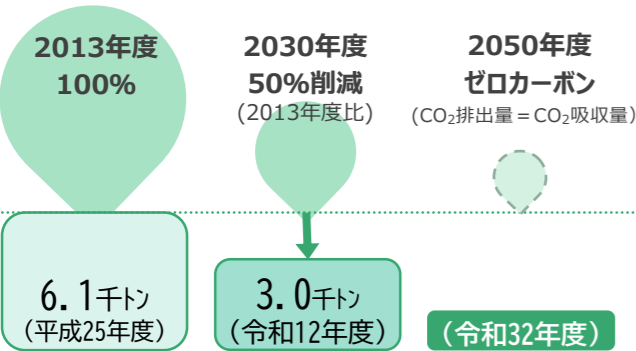
[▶ 本編 第2章・第4章をやわらかく説明します]

ゼロカーボンを目指そう！

●市内のCO₂排出量

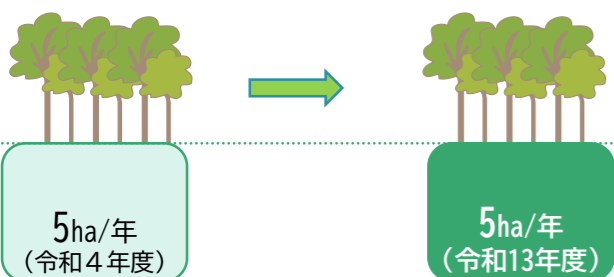


●公共施設のCO₂排出量



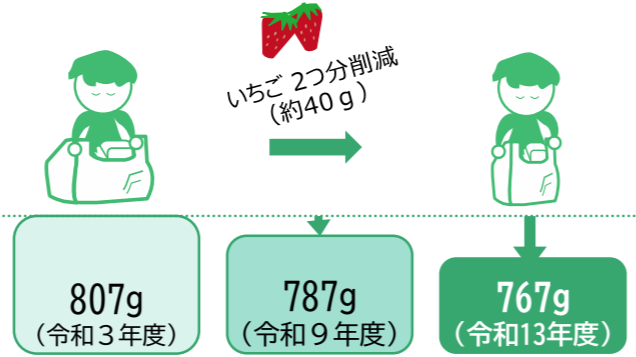
生きものや自然（森林・川・農地など）を大切にしよう！

●森林環境贈与税を活用した森林整備



ごみを資源に変えていこう！

●1人1日当たりごみ排出量

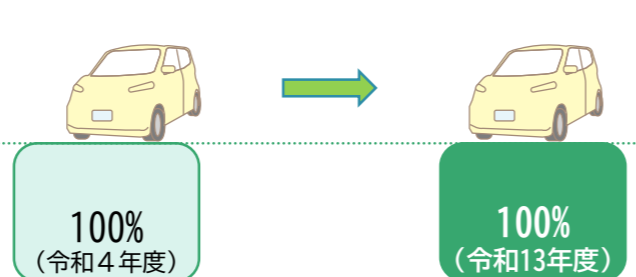


●燃やすごみに含まれるプラスチック製品の再資源化



環境にやさしくて、コンパクトで安全、便利なまちにしよう！

●一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)



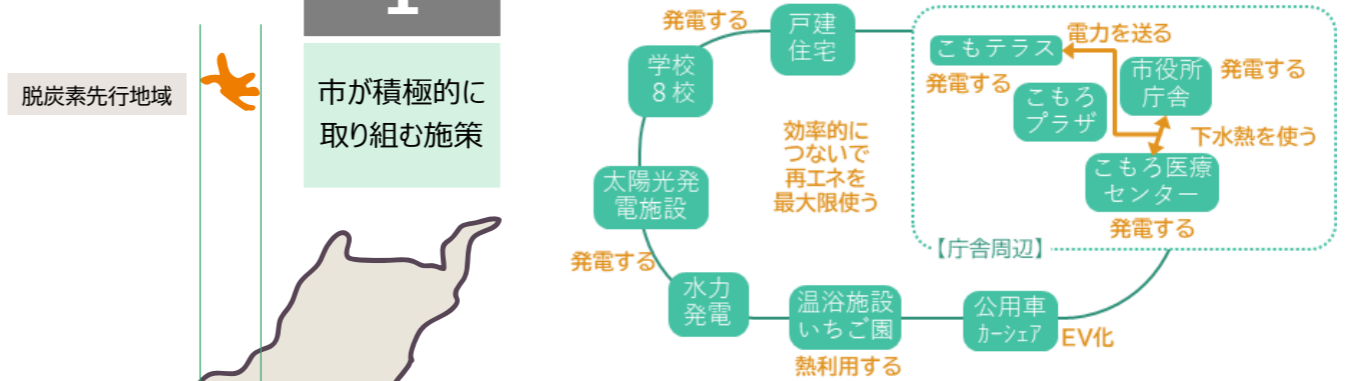
特に力を入れていきたいこと (重点施策)

[▶ 本編 第3章をやわらかく説明します]

重点施策 1

市が積極的に取り組む施策

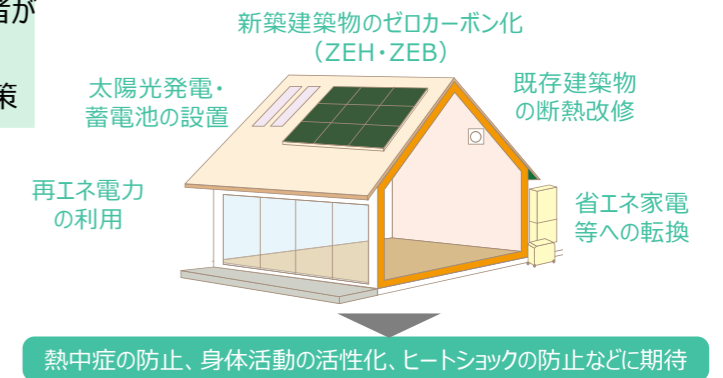
●脱炭素先行地域でゼロカーボンを具体化します



重点施策 2

市民や事業者が積極的に取り組む施策

●市内の建物の断熱性能を高めたり、再エネを地産地消して環境にやさしく、健康的な暮らしを応援します



重点施策 3

市民・事業者・市が連携して積極的に取り組む施策

●市内の「環境づくだしさんとつながるプロジェクト」を始めます

日々、市内の環境づくりにずくを出している方、これから自分事としてライフスタイルを少し変えていきたい方とつながる、みんなで応援できる場づくりに取り組みます。



脱炭素先行地域とは

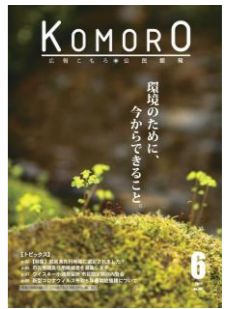
国が、全国の100か所の地域を選定して、2030年度までに国の積極的な支援を受けながらゼロカーボンを実現するモデルをつくり、ゼロカーボンの取組を全国に広げていくことを目的としています。小諸市は、令和5(2023)年4月に選定されました。



みんなで取り組むこと

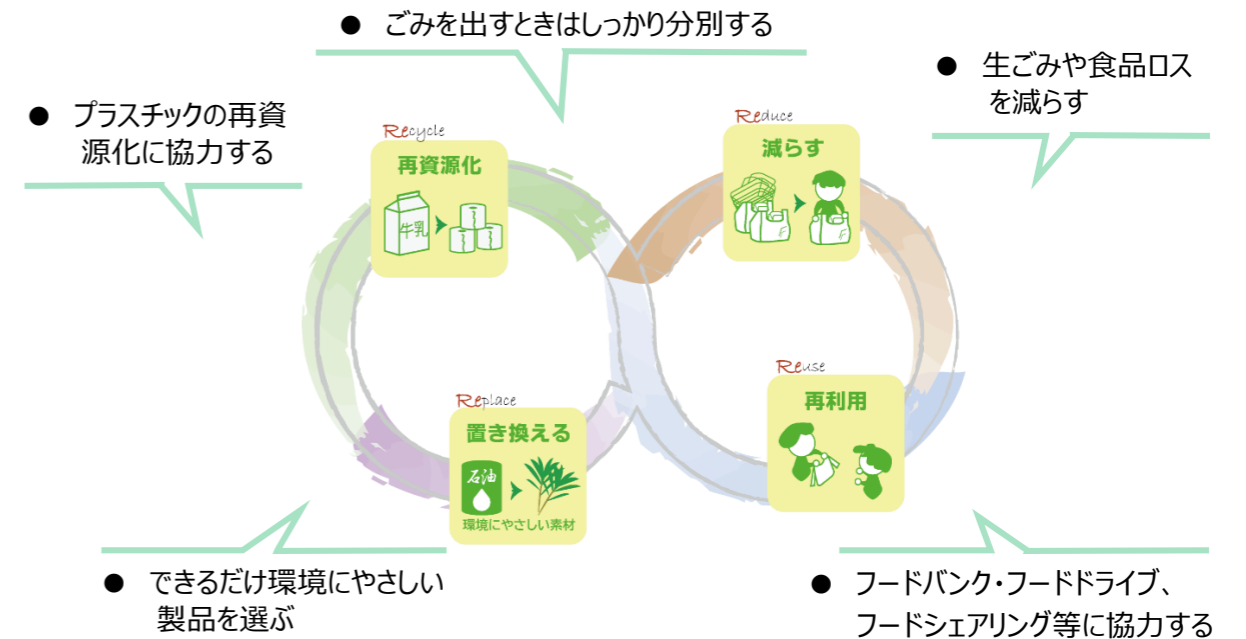
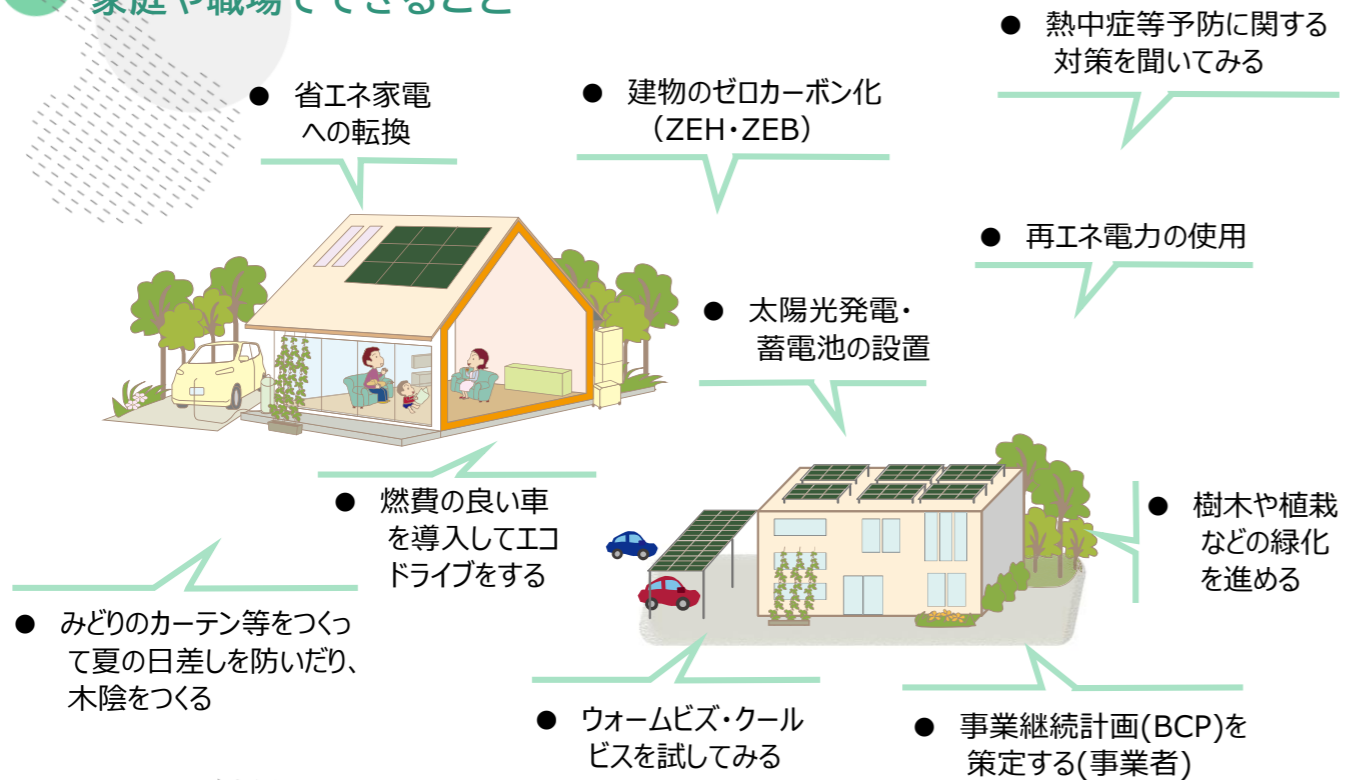
[▶ 本編 第4章をやわらかく説明します]

目指すべき環境像である「豊かな自然とともに暮らし だれもが心やすらげる ゼロカーボンなまち ころも」を実現するために、一人ひとりが自分事として、ずく出してまていに暮らすことが不可欠です。

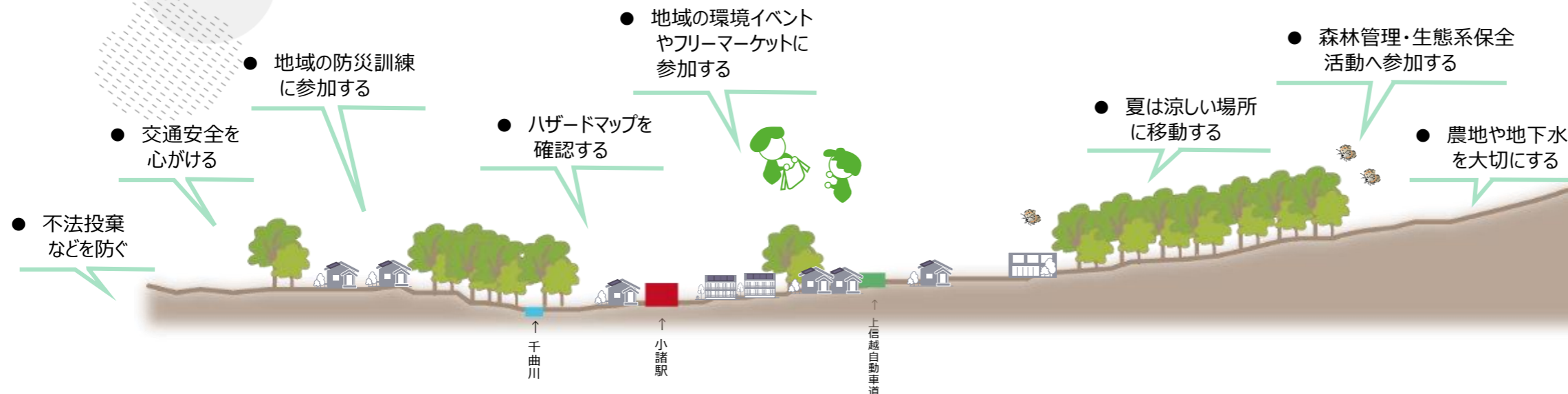


広報ころもや市のホームページに情報を掲載しています。

家庭や職場でできること



地域みんなでできること



「環境ずくだしさんとつながるプロジェクト」など、市民や事業者のみならず、身近に取り組める環境活動を実施・支援します。



第3次小諸市環境基本計画【概要版】

第1章 基本的事項

1. 背景

小諸市は、「小諸市環境条例」に基づく「小諸市第2次環境基本計画」を平成24(2012)年3月策定（平成28年12月改定）し、環境の保全及び創造に関する施策を具体的かつ計画的に推進してきました。

その間、環境行政を取り巻く状況が国内外で変化し、小諸市においても人口減少や超高齢化という大きな困難やそれに伴う様々な課題について、分野横断的な解決が求められています。

また、2050（令和32）年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しており、2023年5月には、脱炭素先行地域にも選定されました。

小諸市はこのような状況を踏まえ、前計画を改定し「第3次小諸市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定することになりました。なお、本計画には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく小諸市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】、【事務事業編】、及び気候変動適応法に基づく【小諸市気候変動適応計画】を含めて策定しています。

2. 位置づけ

本計画は、上位計画である「小諸市総合計画」の目指す目標を環境面から実現するための計画であり、小諸市環境条例第8条に基づく環境行政の基本計画として、環境施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画で、長期的な目標や施策の方向性を示すものとなります。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）である「小諸市地球温暖化対策地域推進計画」、気候変動適応法に基づく「小諸市気候変動適応計画」を包含しています。

3. 計画期間

令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間を計画期間とします。

総合計画見直しに合わせ、本計画の見直しを行います。

項目	年度							
	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
期間中の事項	計画開始			計画見直し				目標年度
計画期間	→							
参考：総合計画	→							

第2章 計画の基本理念

小諸市環境条例第7条（基本方針）を踏まえ、目指す環境像を実現するために「5つの分野」を設定します。

昨今の解決すべき国の重要課題を踏まえ、小諸市は、「ゼロカーボン」、「資源循環」、「自然共生」、「生活環境」、「くらし、まなび、つながり」の5つの分野を設定することとします。



豊かな自然とともに暮らし
だれもが心やすらげる
ゼロカーボンなまちこもろ

目指す環境像（目標）	目指す姿	□分野	□基本方針
豊かな自然とともに暮らし だれもが心やすらげる ゼロカーボンなまち こもろ		ゼロカーボン	ゼロカーボンにつながる「くらし・しごと・まち」を推進する [地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）、気候変動適応計画] 2050年ゼロカーボンの実現に向けて、市民・事業者・行政それぞれが温室効果ガスの排出を減らし、環境負荷の少ない製品やサービスを賢く選択するライフスタイルへの変革を進めていきます。
		資源循環	「ぜく出して「ごみを資源に」 ゼロカーボンで 循環型のまちづくりを推進する 環境にやさしい持続可能な社会の実現に向けて、市民・事業者・行政それぞれがごみの排出量を減らしていくことが重要です。さらに、資源化できるごみは分別して、再び資源として有効活用していきます。
		自然共生	豊かな自然や歴史文化をともに守り、育み、つなげる 小諸市内の豊かな自然、歴史的な文化遺産や美しい景観は、私たちの心やすらげる大切なふるさととなっています。自然や歴史文化をともに守り、育むことで次世代につながるくらしやすいまちづくりを進めていきます。
		生活環境	心やすらぐ、健やかで快適な暮らしを実現する 持続可能なまちづくりの実現に向けて、景観に配慮してコンパクトで便利なまちにしていくことが重要です。また、くらしの基本となる大気や水質、土壌などの現状を把握するとともに、監視や指導を行っていきます。
		くらし まなび つながり	環境にやさしい取組を学び、実践する人づくり 環境はその時々々の事象とともに変化します。環境課題を解決するために、市民・事業者・行政それぞれが自分事として理解し、積極的に（しゃあしゃあと）取り組むことができる人材を育みます。

第3章 重点施策

小諸市は、2050年ゼロカーボン達成に向けた取組を環境施策の優先事項とします。
 ゼロカーボンは小諸市全域で一体となった取組が重要です。
 分野横断的な複数の取組を組み合わせることで実行していくものとして、
 幅広い取組による相乗効果を図るための重点施策を3つ位置づけます。

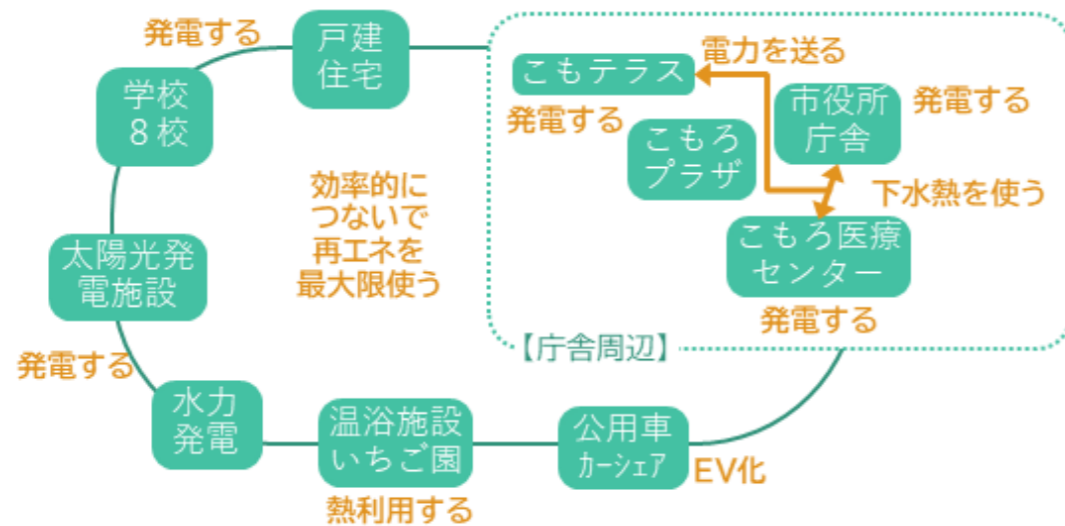
重点施策 1 脱炭素先行地域におけるゼロカーボンの推進

市が積極的に取り組む施策

脱炭素先行地域における2030年度ゼロカーボンの実現に向けて、公共施設の再エネ電力100%、公用車のEV化など、市が積極的に取り組んでいきます。

□主な取組

- 1：庁舎周辺のエネルギー利用高度化
- 2：電力及び未利用エネルギー（水力、バイオマス、下水熱等）の地産地消
- 3：市民・事業者・行政と連携した行政の連携によるエネルギー利用の高効率化



脱炭素先行地域とは

国が、全国の100か所の地域を選定して、2030年度までに国の積極的な支援を受けながらゼロカーボンを実現するモデルをつくり、ゼロカーボンの取組を全国に広げていくことを目的としています。

小諸市は、令和5(2023)年4月に選定されました。

脱炭素先行地域

重点施策 2 建物の断熱化及び再生可能エネルギーによる地産地消の実現

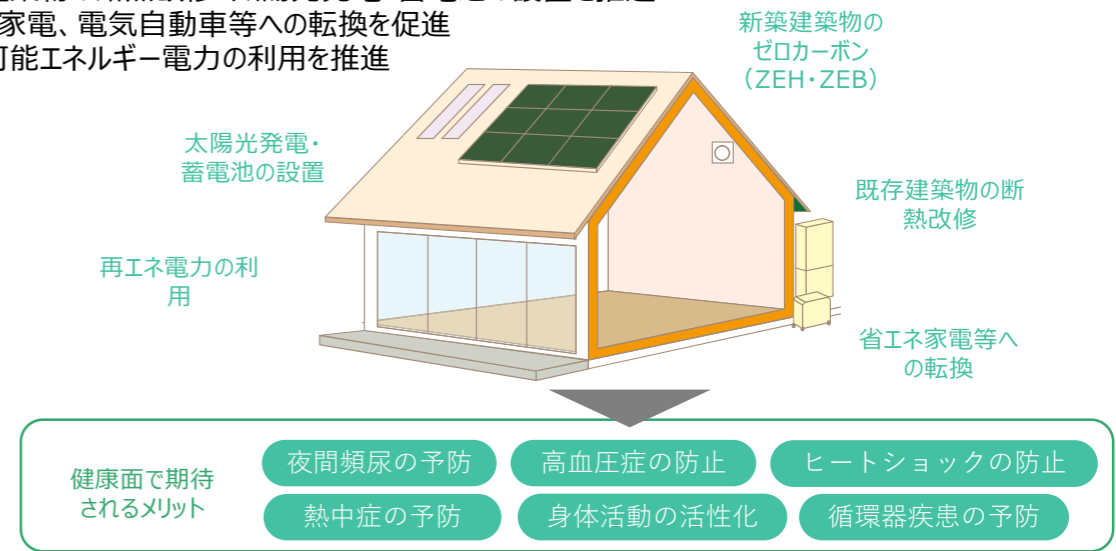
市民や事業者が積極的に取り組む施策

市内の住宅やオフィス、工場等の建物の断熱化や再エネ電力100%、EV車の購入を支援することで、市民や事業者がゼロカーボンに取り組みやすい環境をつくれます。

また、小諸市は冬期の気温が-10℃以下になることもあります。寒さ対策のために住宅の断熱性能を高めることは、温暖化対策や経済面だけでなく、市民や就業者等のより健康で快適なくらしにつながります。

□主な取組

- 1：新築建築物のゼロカーボン化（ZEH・ZEB）を推進
- 2：既存建築物の断熱改修・太陽光発電・蓄電池の設置を推進
- 3：省エネ家電、電気自動車等への転換を促進
- 4：再生可能エネルギー電力の利用を推進



重点施策 3 市内の環境づくだしさんとつながるプロジェクト

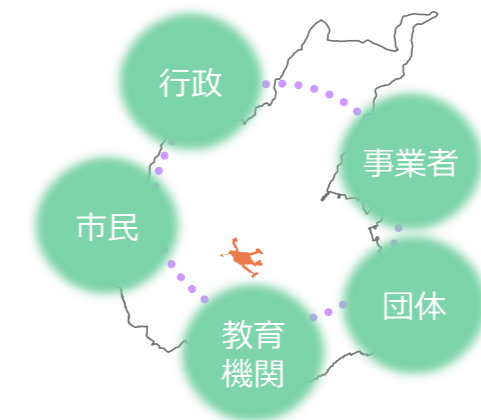
市民・事業者・市が連携して積極的に取り組む施策

ゼロカーボン、資源循環、自然共生、生活環境、いずれも環境にまつわる取組は誰かに任せただけでは実現が難しいものばかりです。

日々、市内の環境づくりにずくを出している方、これから自分事としてライフスタイルを少し変えていきたい方とつながる、みんなで応援できる場づくりに取り組みます。

□主な取組

- 1 市内のゼロカーボン、資源循環、自然共生、生活環境に関連する市内のづくだし情報を収集し、対面やインターネット上の媒体を用いて見える化して情報発信します。
- 2 地元で暮らし・働き・学ぶ市民・事業者・団体等が連携し、誰もが主体的に実践できる枠組みづくりを検討します。
- 3 ずくを出したい市民・事業者・団体等を支援する市の体制づくりを検討します。



第4章 目標を達成するための施策

ゼロカーボン

ゼロカーボンにつながる「くらし・しごと・まち」を推進する

施策	方針	具体的取組	★脱炭素先行地域での取組
施策1-1 温室効果ガスの削減	省エネ <ul style="list-style-type: none"> ●なるべく地域の資源を地域で使い、化石資源エネルギーを燃やさない ●移動方法を替える ●くらしと働き方を変える 	1-1-1★	庁舎及び周辺施設（公共施設・商業施設・医療施設）の省エネ、再エネ発電による自家消費等の実施
		1-1-2	大規模施設の空調設備更新及び照明のLED化
		1-1-3	グリーンビルこもろZEB化事業
		1-1-4	公共施設のZEB化
		1-1-5	機器の高効率化や排水処理施設の統合による消費電力の削減
		1-1-6★	市庁舎・医療施設・商業施設間へのマイクログリッド（自営線）の整備
		1-1-7	排水処理施設の処理過程等で発生するメタン・一酸化二窒素の排出量の削減
		1-1-8★	戸建住宅のZEH改修
		1-1-9	LED照明の普及促進
		1-1-10★	電気自動車（EV）への転換（公用車・コミュニティバス・デマンドタクシー）
		1-1-11	公共交通の利用促進
		1-1-12	E Vスタンド導入の検討、設備整備等に対する補助事業を実施
		1-1-13	E Vカーシェアリング事業
		1-1-14	環境配慮型二次交通（Eバイク）体制整備事業
		1-1-15	徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進
		1-1-16	ウォーキングの推進（こもろ健康マイレージ）
		1-1-17	電気自動車購入補助金
		1-1-18	電気自動車充電設備設置補助金
		1-1-19	廃棄物の削減による焼却から排出される温室効果ガス(GHG)低減
施策1-2 再生可能エネルギーの導入	再エネ <ul style="list-style-type: none"> ●市内で創った再生可能エネルギーを積極的に使う ●なるべく所有する建物の屋根で自らエネルギーを創り、もしもの時に備える 	1-2-1	0円太陽光（PPA）
		1-2-2★	遊休地へのオフサイトPPA
		1-2-3	太陽光発電以外の再生可能エネルギーの活用
		1-2-4★	バイオマス発電導入
		1-2-5	バイオマス発電の推進・利用
		1-2-6★	処理施設屋上・処理場の余裕敷地への太陽光発電設備や、処理施設における水流を利用したマイクロ水力発電設備の整備
		1-2-7★	高齢者福祉センター「こもれび」への下水熱利用
		1-2-8	下水熱や排水処理施設の余裕敷地の利用
		1-2-9★	「あぐりの湯こもろ」の廃湯熱活用(布引いちご園)
		1-2-10	多様な林業主体育成支援で持続可能な熱源普及（新規・一部復活）、地域材の活用
		1-2-11	指定避難所への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
		1-2-12	太陽光発電屋根貸事業
		1-2-13	太陽光発電設備設置に関する適正な事業実施や地域住民との合意形成等、事業者に適切な指導
		1-2-14	蓄電システム導入補助金による設置促進
		1-2-15	住宅用太陽光発電設備設置数の把握
		1-2-16	ゼロカーボン設備投資資金
		1-2-17	今ある自然環境や景観と調和を図った、再生可能エネルギーの導入推進
施策1-3 森林や農地によるCO ₂ 吸収・固定の推進	CO₂吸収・固定 <ul style="list-style-type: none"> ●森林を育てて、伐って、使う ●森林から得た恵み(木材・CO₂吸収量)を地域で活用する ●農地をCO₂排出の場所からCO₂吸収ができる場所にする 	1-3-1	団体有林等に対する皆伐・植林の計画的な推進
		1-3-2	「自伐型林業」の積極的な導入と展開
		1-3-3	里山、森林の保全と活用
		1-3-4	小規模森林又は里山の維持管理の促進に関する支援制度の充実
		1-3-5	環境配慮型農業の推進・環境に配慮した新しい技術の導入による冬季間の栽培や作業効率化の支援
		1-3-6	水稲栽培による持続的な多面的機能の推進
		1-3-7	農業施設の機能拡充を含めた維持管理の検討
		1-3-8	地元農産物利用促進
		1-3-9	持続的な耕作のための土づくり推進・肥料や農薬低減の推進
施策1-4 気候変動への適応、災害対策・防災	適応策 <ul style="list-style-type: none"> ●7分野（農林業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）における適応策の推進 ●地域のみみなで取り組む気候変動に対応した行動変容の促進 	1-4-1	気候変動に適応した農産物の導入に向けた研究体制の充実
		1-4-2	雨水貯留施設の整備
		1-4-3	熱中症警戒アラート発出時の市民への周知（防災無線、LINE、ホームページ、X（旧Twitter）の活用）
		1-4-4	広報こもろ等での熱中症予防についての啓発
		1-4-5	節足動物媒介による感染症に対する啓発（県等が発行するチラシ・ポスターの掲示）
		1-4-6	ハザードマップを活用した防災対策
		1-4-7	「信州・気候変動適応センター」との連携及び「信州・気候変動適応プラットフォーム」への参画

小諸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関連する施策です。
小諸市内全域の事業や市民生活等を対象とした地球温暖化対策について示しています。

ゼロカーボン実現に向けた道筋と削減目標

2050ゼロカーボンの実現に向けた動向

- 平成27(2015)パリ協定：気候変動抑制に関する国際的な協定枠組が採択された
【目標】産業革命前からの世界の気温上昇を2℃未満に抑える
- 平成31(2019)気候非常事態宣言（長野県）：
「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とすることを決意
- 令和2(2020)気候非常事態宣言（小諸市）：
「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とすることを表明

小諸市の環境像の実現に向けて

- 令和5(2023)：都市機能誘導区域のゼロカーボン化を集中的に進める
【主な取組】エネルギー利用の高度化、レジリエンスの強化など
- 令和12(2030)：脱炭素先行地域のゼロカーボンの取組が進むことで、安全・安心で利便性の高いコンパクトシティを実現する
【目標】市全体の**46%以上**(2013年度比)の二酸化炭素排出量を削減する
とともに、家庭部門においては66%以上の削減を、業務その他部門においては51%以上の削減を目指す
〈温室効果ガス排出量は50%以上(2013年度比)の削減〉
- 令和32(2050)：市内全体のゼロカーボン化が進む
【目標】市全体で二酸化炭素の排出をゼロにすると同時に地域の資源循環が進み、さらに良好な自然環境が確保されている

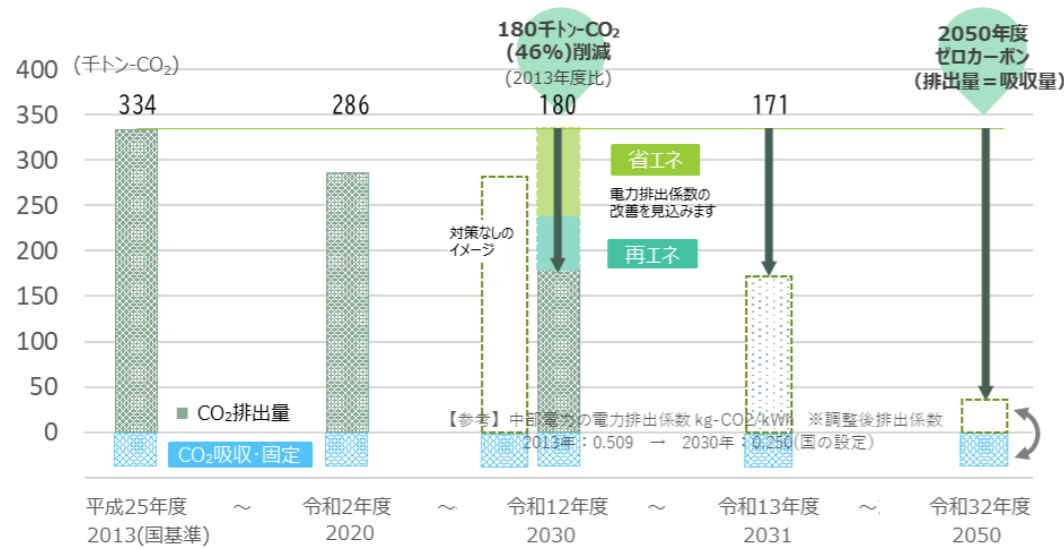


図 市内全域のCO₂削減イメージ

【参考】中部電力の電力排出係数 kg-CO₂/kWh ※調整後排出係数 2013年：0.509 → 2030年：0.250(国の設定)

市民・事業者、みんなでできるゼロカーボン

目指すべき環境像である「豊かな自然とともに暮らし だれもが心やすらげる ゼロカーボンなまち こもろ」を実現するために、一人ひとりが自分事として、ずく出してまていに暮らすことが不可欠です。

建物の断熱性・気密性をよくする	省エネ機器を選んで上手に省エネする	燃費の良い車を導入してエコドライブをする
家を省エネ等級5（ZEH相当）に全面リフォームすると、 ①約 300kg-CO₂/戸 の削減 ②約 2万円 の節約	冷蔵庫の買い替え時に省エネ型を選択すると、 ①約 200kg-CO₂/台 の削減 ②約 1万円 の節約	電気自動車やハイブリッド車に買い替えると、 ①約 220kg-CO₂/台 の削減 ②約 1万8千円 の節約
屋根に太陽光発電を設置したり再エネ由来電力に切り替える 4kWの太陽戸発電設備を設置すると、 ①約 2,300kg-CO₂/戸 の削減 ②約 9万円 の節約	みどりのカーテン等をつくって夏の日差しを防いだり、木陰をつくる 冷房で、すだれ等を使い日射をカットすると、 ①約 8kg-CO₂/戸 の削減 ②約 460円 の節約	ウォームビズ・クールビズを試してみる ウォームビズで設定を1℃下げると、 ①約 35kg-CO₂/世帯 の削減 ②約 3,300円 の節約 クールビズで設定を1℃下げると、 ①約 5kg-CO₂/世帯 の削減 ②約 560円 の節約
分別をしっかり行い、リユース・リサイクルにつなげる ごみを削減(3R・分別回収)すると、 ①約 29kg-CO₂/世帯 の削減 ②約 3,700円 の節約	生ごみや食品ロスをなくす 買いすぎ防止等により食品ロスを削減すると、 ①約 5kg-CO₂/戸 の削減 ②約 8,900円 の節約	地域の環境イベントやフリーマーケットに参加する 「環境フェア」や「夏休み親子環境教室」などを開催しています
できるだけ環境にやさしい製品を選ぶ バイオプラスチック製品を購入すると、 ①約 20kg-CO₂/世帯 の削減	広報こもろや市のホームページをチェックする 脱炭素先行地域の様子や脱炭素の取組についての情報を紹介しています	地域環境イベントやフリーマーケットに参加する

参考：うちエコ診断、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後（環境省）

資源循環

ずく出して「ごみを資源に」ゼロカーボンで 循環型のまちづくりを推進する

施策	方針	具体的取組
施策2-1 4Rの推進による 廃棄物の減量化	4Rの推進 [リデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（再利用）] ● 家庭・事業所等から出るごみの量を減らす ● 食品ロスを減らす [リサイクル（再資源化）] ● プラスチック資源循環法に則したプラスチック製品の分別回収を行う ● 資源の循環的な利用ができる体制や仕組みづくり ● バイオマスの利用促進・拡大 [リプレース（代替素材への転換）] ● 使い捨てプラスチック製品等から代替素材に転換する	2-1-1 資源物分別を推進し、燃やすごみの排出量を削減 2-1-2 リユースの普及啓発及び実践 2-1-3 商品の過剰包装の抑制 2-1-4 広報こもろ等のメディアを通じた食品ロスのPR活動 2-1-5 食品ロスに配慮した消費行動に向けた啓発、情報発信「残さず食べよう！30・10運動」の推進 2-1-6 フードバンク・フードドライブ、フードシェアリング等の活用の推進 2-1-7 学校給食での地産地消 2-1-8 プラスチック製品の分別回収 2-1-9 資源回収ボックスの設置による利便性の向上 2-1-10 廃食用油リサイクル事業 2-1-11 広報こもろ等で不用品は買わない等のエシカル消費のPR活動の実施
施策2-2 ごみの適正処理	ごみの適正処理 ● 燃やすごみに含まれる生ごみの減量 ● 燃やすごみに含まれる古紙類の減量	2-2-1 燃やすごみに含まれる生ごみの減量 2-2-2 燃やすごみに含まれる古紙類の減量 2-2-3 広報こもろ等で資源物の分別による節約効果についてのPR活動の実施
施策2-3 市民、事業者、市の 取組の推進	市民、事業者、市の取組の推進 ● 市民1人1日当たりのごみの排出量を減らす ● 事業者へ分別指導を実施することで適正排出を促し、ごみの排出量を抑制	2-3-1 衛生自治会と市職員が協力して集積所に立ち、分別指導を実施 2-3-2 ごみ減量アドバイザーの活動 2-3-3 地域における環境学習等の活動の推進 2-3-4 クリーンヒルこもろの環境学習スペースを活用した環境学習 2-3-5 ごみの分別、原料についてのポスター作成・集会所への掲示 2-3-6 組成調査を年2回実施、分析を行い、ごみの分別・再資源化を図る 2-3-7 グリーン購入の推進
施策2-4 ごみ処理施設の長寿命化 と持続可能な運営	ごみ処理施設の長寿命化と持続可能な運営 ● 燃やすごみの減量により、施設への負荷を減らし、機器の長寿命化や補修費の削減を図る	2-4-1 持続可能な施設運営の検討 2-4-2 省エネや再エネ導入に関する方策の検討
施策2-5 安全で持続可能な廃棄物の 収集運搬及び処理体制 の推進	安全で持続可能な廃棄物の収集運搬及び処理体制の推進 ● 効率的な収集運搬体制の維持 ● 不法投棄等対策 ● 災害時における廃棄物処理体制の維持	2-5-1 委託先と連携した安定した収集運搬体制の維持 2-5-2 家庭系ごみの個別収集の検討 2-5-3 不法投棄対策の強化 2-5-4 計画の実効性を高めるための机上訓練の実施 2-5-5 研修参加等による情報収集

自然共生

豊かな自然や歴史文化をともに守り、育み、つなげる

施策	方針
<p>施策3-1</p> <p>森林・農地・地下水・河川の保全</p>	<p>森林・農地・地下水・河川の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森林整備や伐採 ● 森林保全活動 ● 環境保全型を含めた農地の適正な管理 ● 地下水・河川の適正な管理
<p>施策3-2</p> <p>生物多様性の確保</p>	<p>生物多様性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動植物の保護による生物多様性の確保 ● 鳥獣被害への対応 ● 緑地等の保全と緑化の推進
<p>施策3-3</p> <p>自然とふれあう場の創出・活用</p>	<p>自然とふれあう場の創出・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人と自然のふれあいの場づくり ● 公園・緑地の適正な管理

具体的取組	
3-1-1	団体有林等に対する皆伐・植林の計画的な推進
3-1-2	「自伐型林業」の積極的な導入と展開
3-1-3	松枯れ被害対策・討伐駆除
3-1-4	里山、森林の保全と活用
3-1-5	小規模森林又は里山の維持管理の促進に関する支援制度の充実
3-1-6	環境配慮型農業の推進・環境に配慮した新しい技術の導入による冬季間の栽培や作業効率化の支援
3-1-7	気候変動に適応した農産物の導入に向けた研究体制の充実
3-1-8	水稻栽培による持続的な多面的機能の推進
3-1-9	農業施設の機能拡充を含めた維持管理の検討
3-1-10	地元農産物利用促進
3-1-11	持続的な耕作のための土づくり推進・肥料や農薬低減の推進
3-1-12	地下水保全のための水、水質等の継続的な検査・調査等の実施
3-1-13	地下水の適正利用等の指導
3-1-14	河川の定期的な水質調査等の実施
3-2-1	生物多様性に関する普及啓発
3-2-2	希少野生動植物など貴重な自然環境の保護
3-2-3	市民や専門家との協働による生物多様性の保全の推進
3-2-4	野生動植物の保全に向けた取組の推進（動植物条例の保護動植物、保護地区の指定）
3-2-5	特定外来種や生態系に影響を及ぼす動植物の取扱い
3-2-6	オオキンケイギクなどの特定外来植物の駆除に向けた啓発活動の実施
3-2-7	飼い主のいない猫不妊去勢手術費の支援
3-2-8	野生鳥獣と共存ができるごみ処理手法の検討
3-2-9	気候変動による陸域生態系、水域生態系への影響に対する施策の検討
3-2-10	環境や生態系に配慮した開発や工事の推進
3-3-1	自然とふれあう場づくり
3-3-2	自然とのふれあいに関する情報発信・環境教育の推進
3-3-3	市民・事業所等による里山等の保全活動への推進（グリーンツーリズム）
3-3-4	市民参加型の自然環境調査

生活環境

心やすらぐ、健やかで快適な暮らしを実現する

施策	方針
<p>施策4-1 環境・歴史・文化と 調和した 良好な景観の保全</p>	<p>良好な景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歴史・文化を感じる小諸らしい良好な景観形成の推進
<p>施策4-2 交通安全の推進</p>	<p>安全・安心な交通環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故をおこさない ● 交通事故にあわない
<p>施策4-3 空気のきれいさを 確保する</p>	<p>空気のきれいさの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場、自動車からの大気汚染物質排出の抑制
<p>施策4-4 水のきれいさ・土壌等の 安全を確保する</p>	<p>水のきれいさ・土壌等の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場からの水質汚濁物質の排出抑制 ● 地下水汚染・土壌汚染対策の推進 ● 生活排水対策の推進 ● 地盤沈下対策の推進
<p>施策4-5 騒音・振動・悪臭等の 抑制</p>	<p>騒音・振動・悪臭等の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場、自動車等からの騒音・振動・悪臭の発生の防止
<p>施策4-6 化学物質の排出の抑制</p>	<p>化学物質の排出を抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場からの有害化学物質の排出抑制
<p>施策4-7 さまざまな公害の対策</p>	<p>さまざまな公害の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄対策 ● 公害苦情の適正処理

具体的取組	
4-1-1	今ある自然環境や景観と調和を図った、再生可能エネルギーの導入推進
4-1-2	歴史的景観に配慮した文化財の保存、整備の推進
4-1-3	小諸市景観計画に基づく景観形成の推進
4-1-4	コンパクトシティによる適正な土地利用の推進
4-1-5	緑化の推進、花いっぱい運動の実施
4-1-6	環境美化活動
4-2-1	自転車の安全性の確保（通学用ヘルメットの配布）
4-2-2	自転車用ヘルメット着用率向上へ向けた啓発・周知
4-3-1	家庭ごみの野焼き防止
4-3-2	違法焼却炉と野外焼却への指導
4-3-3	事業所への啓発・指導
4-3-4	アイドリングストップなどエコドライブの推進
4-4-1	事業所への啓発・指導
4-4-2	不法投棄防止看板の設置、監視カメラの設置、監視パトロールの実施等による不法投棄対策の強化
4-4-3	油流出防止へ向けた啓発
4-5-1	幹線道路等における自動車騒音に関する国・県への要望
4-5-2	「騒音規制法」「振動規制法」等に基づく事業所への啓発・指導
4-5-3	特定建設作業における作業時間の設定、防音施設の設置、低騒音型機械の使用推進
4-6-1	事業所への啓発・指導・情報提供
4-6-2	燃焼不適切物の屋外償却への指導
4-6-3	ダイオキシン・アスベストなどの適正処理の指導
4-6-4	市民への正確で適正な情報提供
4-7-1	定期的な不法投棄監視パトロールや不法投棄防止啓発看板、監視カメラの設置による不法投棄の防止
4-7-2	不法投棄多発箇所のパトロールを強化し、関係機関や衛生自治会、区と連携した対策の実施
4-7-3	不法投棄防止看板の設置、監視カメラ設置、監視パトロールの実施等による不法投棄対策の強化
4-7-4	不適切な管理地への指導
4-7-5	事業所への啓発・指導
4-7-6	継続的な環境調査（大気、水質、騒音、振動等）の実施

施策	方針	具体的取組
<p>施策5-1 環境にやさしい消費行動の推進</p>	<p>環境にやさしい消費行動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した消費や活動の推進 ● コンパクトで利便性を感じる生活環境づくりの推進 ● 「愛のりくん」利用の推進による運転免許証返納への意識向上 	<p>5-1-1 リユースの普及啓発及び実践</p> <p>5-1-2 食品ロスに配慮した消費行動に向けた啓発、情報発信「残さず食べよう！30・10」運動の推進</p> <p>5-1-3 フードバンク・フードドライブ、フードシェアリング等の活用の推進</p> <p>5-1-4 学校給食での地産地消</p> <p>5-1-5 徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進</p> <p>5-1-6 ウォーキングの推進（こもろ健幸マイレージ）</p> <p>5-1-7 環境配慮型二次交通（Eバイク）体制整備事業</p> <p>5-1-8 電気自動車購入補助金</p> <p>5-1-9 電気自動車充電設備設置補助金</p>
<p>施策5-2 環境教育・環境保全活動の推進</p>	<p>環境教育・環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習の推進と環境情報の提供 ● 環境情報の収集・発信 ● 安全教室の実施と高齢者安全教室（運転適性診断）の支援 	<p>5-2-1 「食中毒注意報」が県より発出時の市民への注意喚起の実施（市ホームページ、SNS等）</p> <p>5-2-2 気候変動による将来的な桜の開花の早まりや紅葉の遅れによる懐古園の催事の実施時期の検討・調整</p> <p>5-2-3 乳幼児健診等の母子事業における啓発用チラシの配布</p> <p>5-2-4 クリーンヒルこもろの環境学習スペースを活用した環境学習</p> <p>5-2-5 環境に関する啓発・周知のためのイベント</p> <p>5-2-6 学びのまち・こもろ出前講座</p> <p>5-2-7 環境教育の実施</p>
<p>施策5-3 環境情報の活用と協働による環境施策の推進</p>	<p>環境情報の活用と協働による環境施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境活動の担い手などの人材育成の推進 ● 環境活動を実践する市民・事業者・団体と市との調整 	<p>5-3-1 環境活動拠点の設置・体制づくりの検討</p> <p>5-3-2 広報こもろ及びコミュニティテレビこもろなどによるゼロカーボン啓発</p> <p>5-3-3 自然とのふれあいに関する情報発信・環境教育の推進</p> <p>5-3-4 事業者に対して情報提供を行い環境啓発活動を推進</p> <p>5-3-5 市民活動促進事業補助金（市民活動におけるCO₂削減アクションの促進）</p> <p>5-3-6 環境基本計画等策定、進捗管理事業</p>
<p>施策5-4 庁内における環境活動の実践</p>	<p>庁内における環境活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エコオフィスこもろの実践 	<p>※p25・26参照</p>

小諸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に関連する施策です。
小諸市（行政）の事務事業・公共施設の管理等の地球温暖化対策について示しています。

庁内における省エネルギーの実践

取組
施策1-1 省エネルギー
・勤務時間前（執務室は原則午前8時30分点灯）、昼食休憩時の消灯（窓口を除く）
・庁舎内の室温を冷房使用時28℃、暖房使用時20℃に設定（ブラインド・カーテンの使用、定期的なフィルター清掃）
・高効率な空調設備の導入
・省エネルギー型機器の導入（省エネ型機器の選択、OA機器の不使用时の電源オフ、省エネモード設定）
・職員の「クールビズ・ウォームビズ」の励行
・エコドライブの推進（アイドリングストップ、定期的なタイヤの適正空気圧、オイル交換等の整備）
・スマートムーブの実践（公共交通機関の利用、公用車の相乗り、徒歩の推進）
・公用車のEV等への転換

エコオフィスこもろの実践

庁内における更なる省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーを最大限導入することで、2030年度までに2013年度比で50%以上の削減目標を設定します。

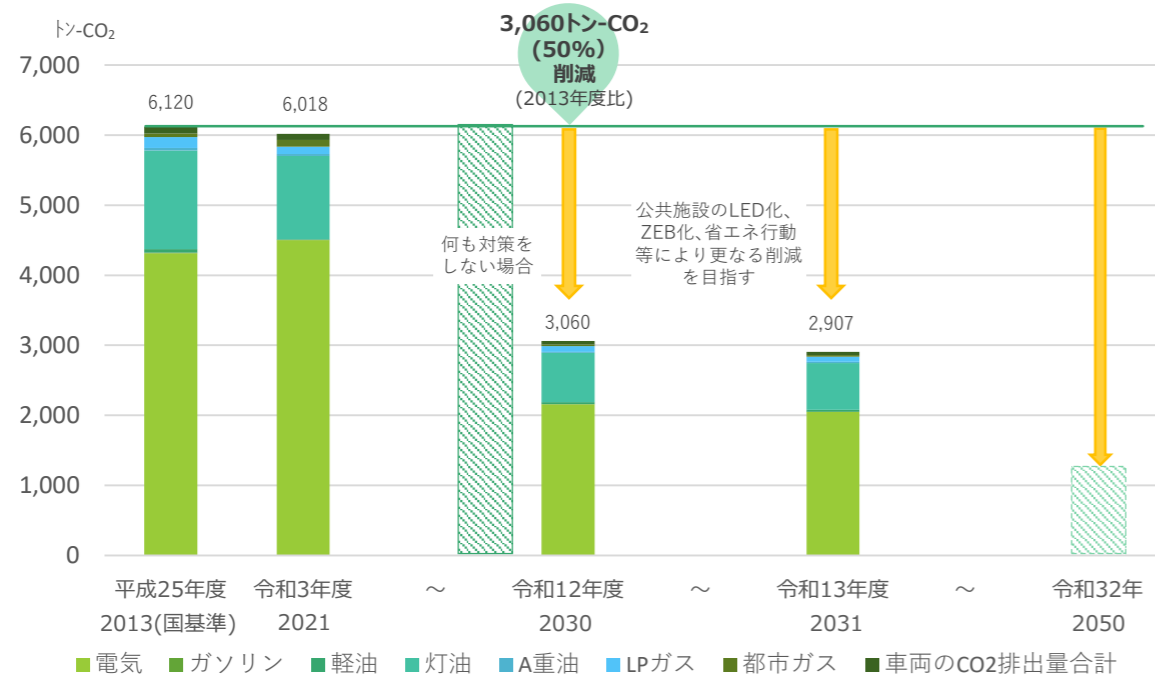


図 公共施設におけるCO₂排出量の削減イメージ

公共施設エネルギー使用量調査

注) 電力排出係数 (kg-CO₂/kWh) は、中部電力の値を用いて算出しています。
2013年 : 0.509(調整後排出係数) → 2030年 : 0.250(国の設定)

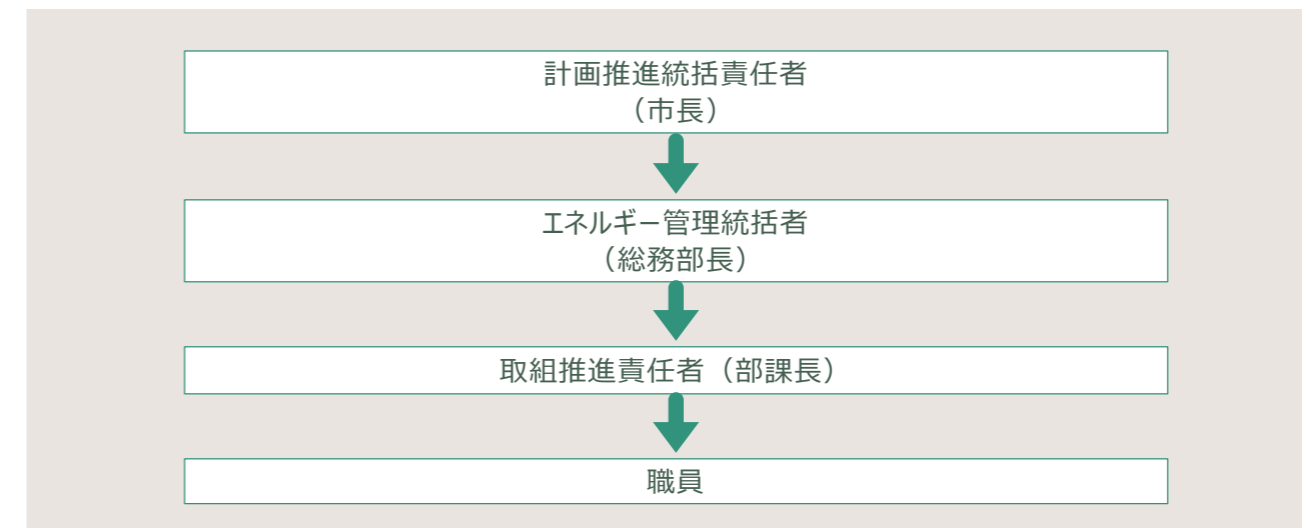
庁内における資源循環の実践

取組
施策2-3 市民、事業者、市の取組の推進
・環境に配慮したグリーン購入の推進
・不要事務機器、用品等の他部署での再利用
・ごみ袋の使用量の削減
・ごみの分別の徹底
・ごみの排出時の計量と集計表作成
・資料のペーパーレス化（両面印刷・庁内イントラの活用）
・庁舎内の紙の使用量の削減
・節水をすることで水資源を大切にする（手洗い、歯磨き、食器洗い、トイレ、公用車の洗車等）
・飲料の全自動販売機を給水ボトル対応にする
・イベント時等のごみの持ち帰り、リサイクル容器の使用

庁内における環境活動の実践

取組	担当
施策5-4 庁内における環境活動の実践	
・ワークライフバランスの確保（時間外勤務の縮減、金曜日のノー残業デーの推進）	総務課
・職員に対する研修・情報提供	生活環境課
・職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励	生活環境課
・DX推進計画との連携	企画課 / 生活環境課
・庁舎内の温室効果ガス排出削減の推進	財政課
・広報こもろ電子化	企画課
・ふるさと納税ワンストップ申請オンライン手続き導入	企画課

事務事業編の推進体制



小諸市気候変動適応計画に関連する施策です。
小諸市における「農林業」「水資源」「自然生態系」「自然災害」「健康」「産業・経済活動」「市民生活」の7つの分野について、気候変動への取組について示します。

影響が想定される分野

分野	想定される影響
農林業	農業 <ul style="list-style-type: none"> ・高温による直接的、間接的（病害虫等）な影響により、農産物（水稲・野菜・果樹）の生育状況が変化し、収穫量が減少する可能性がある。 ・気象変化により、冬季間に栽培できなかった農作物が生産できる可能性がある。
	林業 <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨による樹木の倒木の可能性がある。
水環境・水資源	地下水 <ul style="list-style-type: none"> ・降水量や降雪量の変化による水源の水質低下、水質の悪化（水源への雨水等表流水の流入、地下水等の減少によるミネラル分の濃縮）の可能性がある。
自然生態系	いきもの <ul style="list-style-type: none"> ・高温や降水量の変化による生息環境への影響が予測される。生息環境が変化することで動植物の生息域の適地が移動・消滅し、生物多様性の変化が起こる可能性がある。
自然災害	河川 <ul style="list-style-type: none"> ・河川水位の上昇による河川の越流により、河川氾濫の可能性がある。
健康	熱中症 <ul style="list-style-type: none"> ・高温による熱中症の危険性がある。
	感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・節足動物媒介による感染症が流行する可能性がある。
産業・経済活動	<ul style="list-style-type: none"> ・気候の影響による将来的な桜の開花の早まりや紅葉が遅れる可能性がある。
市民生活	<ul style="list-style-type: none"> ・気温や降水量の変化が予想されており、ライフスタイルに影響を及ぼす可能性がある。

- 7分野（農林業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、市民生活）における適応策の推進
- 地域のみんなで取り組む気候変動に対応した行動変容の促進

市の取組

分野	想定される影響
農林業	・気候変動に適応した農産物の導入に向けた研究体制の充実
水環境・水資源	・雨水貯留施設の整備
自然生態系	・気候変動による陸域生態系、水域生態系への影響に対する施策の検討
自然災害	・里山、森林の保全と活用 ・地下水の適正利用等の指導
健康	・熱中症警戒アラート発出時の市民への周知 ・節足動物媒介による感染症に対する啓発
産業・経済活動	・気候変動による将来的な桜の開花の早まりや紅葉の遅れによる懐古園の催事の実施時期の検討・調整
市民生活	・ハザードマップを活用した防災対策 ・「信州・気候変動適応センター」との連携及び「信州・気候変動適応プラットフォーム」への参画

市民・事業者、みんなのできる気候変動への適応

気候変動の影響による被害の回避・軽減をするためには、一人ひとりが自分事として、ずくだしてまてい対策をしていくことが不可欠です。

<p>ハザードマップを確認する</p> <p>小諸市内の災害想定は4つ設定されています</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 洪水による浸水 2. 崖崩れ、土石流、地すべり 3. 融雪型火山泥流（浅間山） 4. ため池決壊 	<p>水や食料等の災害備蓄品を準備する</p> <p>家庭用防災マニュアルで備蓄品などの情報を掲載しています</p> 	<p>地域の防災訓練に参加する</p> <p>もしものために、自主防災組織の活動に参加しましょう</p> 
<p>熱中症等予防に関する対策を聞いてみる</p> <p>屋内・屋外問わず、活動する前に対策を確認しておきましょう</p>  <p>(環境省)</p>	<p>こまめな水分補給をする</p> <p>ミネラル分の多い小諸の水は、水分補給に適しています</p> 	<p>夏は涼しい場所に移動する</p> <p>交流施設やご近所、自然の中でクールシェアも推進しています</p> 
<p>熱中症警報や暑さ指数(WBGT)の情報に注意する</p> <p>暑い時期は、気象庁や県・市から発信される情報に注意しましょう</p>  <p>(環境省)</p>	<p>敷地内の緑化を進める</p> <p>樹木を植えたり、アサガオやゴーヤのみどりのカーテンを作ることでもできる対策もあります</p>  <p>(環境省)</p>	<p>畑などの水害対策をする</p> <p>雨等で道路に畑の土が流出することを防ぎましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔の設置 ・畑周りの草木の植栽 など 
<p>節水に関する情報に注意する</p> <p>市の上水道は豊富な湧水と深井戸が原水です。普段よりなるべく水の無駄づかいをしないで、水のきれいさの維持や地盤沈下の防止を心がけましょう</p>	<p>市の広報やホームページをチェックする</p> <p>市の情報はLINEなどのSNSからもお知らせしています</p> 	<p>事業継続計画(BCP)を策定する(事業者)</p> 

第5章 計画の推進体制・進行管理

1. 各主体の役割

良好な環境を守り育て、次の世代に引き継ぐ持続可能な地域社会をつくるためには、本計画を市民・市民団体・事業者・市が一体となって推進しなければなりません。そのため、各主体がそれぞれの役割と責務を果たす必要があります。

(1) 市民の役割

市民は、日常生活において、それぞれの立場で環境への負荷を低減するよう努めます。

そのために、環境問題への関心を持ち、理解を深め、地域や市と協力して良好な環境の保全及び創造のため積極的に行動します。

(2) 市民団体の役割

市民団体は、それぞれの団体の特徴を生かし、環境保全及び創造のための活動を、市民・事業者・市と連携し、よりよい環境づくりに積極的に取り組むこととします。

(3) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動が地域の環境に及ぼす影響と社会的責任の重要性を認識し、環境関連法令に基づく規制基準を順守することにより環境に配慮した事業活動を展開します。

また、従業員などに対して環境教育を進め、環境への負荷の低減を図るとともに、地域活動を通して周辺地域との交流を深め、よりよい環境づくりに積極的に取り組むこととします。

(4) 小諸市環境審議会の役割

環境の状況や各行動主体の取組状況などから、計画の実施状況を調査審議し、各行動主体の取組について意見を述べ計画の推進に反映します。

また、4年に一度、環境や社会の状況、取組の状況に応じて、小諸市環境基本計画（基本施策・個別施策など）の見直しを行います。

(5) 市の役割

市は、各行動主体との連携のもと、小諸市環境基本計画の示す方向に沿って、この計画に掲げた目標や環境施策を推進します。

また、市民・市民団体・事業者の環境保全への取組を支援し、積極的な啓発に努めるとともに、令和4年に設置した小諸市ゼロカーボン戦略推進本部により、自らが事業活動において、率先して環境保全活動を行います。

2. 推進体制

環境基本計画は、市民、市民団体、事業者、市で目指す環境の実現に向け、それぞれの主体が連携・協働して計画を推進します。

事務事業編は、庁内の推進体制により取組を推進していきます。

3. 計画の進行管理

計画に掲げた具体的な施策の進捗状況や環境指標の達成状況について、毎年検証し、年次報告書を作成、環境白書として公表するほか、ホームページにも掲載します。

各施策の実施状況については、市民、各種団体の代表者から構成される小諸市環境審議会に示すことによって、外部からも計画内容の進捗状況の点検をすることができ、計画に基づく適切な施策の実施を図ります。

なお、本計画を着実に推進し、効果的な進行管理を行うため、PDCAサイクルの考え方に基づき進行管理を行います。



図 PDCAサイクル

第3次小諸市環境基本計画 概要版 2024（令和6）年3月

編集・発行小諸市市民生活部生活環境課

〒384-8501 長野県小諸市相生町3丁目3番3号
Tel 0267-22-1700（代） Fax 0267-23-8857
<http://www.city.komoro.nagano.jp/>
Email kankyo@city.komoro.nagano.jp

